

静岡県選挙管理委員会告示第15号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和5年3月30日

静岡県選挙管理委員会委員長 立石健二

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 60,482
- 2 選挙権を有する者の総数の3分の1の数 478,008
- 3 静岡県議会議員の選挙区ごとの選挙権を有する者の総数の3分の1の数

| 選挙区 | 選挙区 | 選挙区 |
|-----------------|-----------------|---------------|
| 下田市・賀茂郡 17,553 | 富士市 69,113 | 袋井市・森町 27,956 |
| 伊東市 19,667 | 富士宮市 36,084 | 磐田市 44,804 |
| 熱海市 10,385 | 静岡市葵区 70,053 | 浜松市中区 64,387 |
| 伊豆市 8,546 | 静岡市駿河区 58,164 | 浜松市東区 35,320 |
| 伊豆の国市 13,420 | 静岡市清水区 65,233 | 浜松市西区 29,500 |
| 函南町 10,531 | 焼津市 37,699 | 浜松市南区 27,489 |
| 三島市 30,176 | 藤枝市 39,729 | 浜松市北区 25,438 |
| 清水町 8,667 | 牧之原市・吉田町 19,572 | 浜松市浜北区 26,644 |
| 長泉町 11,721 | 島田市・川根本町 28,697 | 浜松市天竜区 7,778 |
| 裾野市 13,830 | 御前崎市 8,486 | 湖西市 15,681 |
| 御殿場市・小山町 28,320 | 菊川市 12,315 | |
| 沼津市 53,942 | 掛川市 31,133 | |